

3・4階直結直圧給水に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の3・4階までの部分に直結直圧給水する場合の給水装置の設計及び施工等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用条件)

第2条 この要綱の適用条件は、次のとおりとする。ただし、奈良県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が3・4階直結直圧給水に適しないと判断した場合を除くものとする。

- (1) 分岐可能な配水管の口径は、75以上とする。
- (2) メーターの口径は、20ミリメートル、25ミリメートル、40ミリメートル、50ミリメートル及び75ミリメートルとし、分岐しようとする配水管の口径よりも小口径とする。なお、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第1項第2号の規定に基づき、計画使用水量に応じたものとする。
- (3) 分岐しようとする配水管の位置において、最小動水圧が各階の基準以上を有すると企業長が認めた場所とする。
- (4) 逆流防止及び給水装置の維持管理のため、メーターの2次側直近にバルブを設置しなければならない。又、逆止弁がない場合は逆止弁を設置しなければならない。

(既設建築物の切替え)

第3条 既設建築物を3・4階直結直圧給水に切替えする場合は、次に掲げるすべての事項を満たさなければならない。この場合において、企業長は、既設建築物の平面図、各階平面図、配管系統図、その他必要とされる書類等の提出を求めることができる。

- (1) 前条の適用条件に適合していること。
- (2) 既設給水装置を使用する場合は、口径、材質、その劣化状態等を調査し、必要に応じ布設替え等の処置を講じること。
- (3) 現行の使用水量、使用状況等を調査し、直結直圧給水への適合性について確認すること。
- (4) 直結直圧給水方式と既設の受水槽式給水装置との併用は認めない。
- (5) 奈良県広域水道企業団要綱「受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱」に基づいて切替を行うこと。

(事前協議申請及び工事申込み)

第4条 対象建築物に新たに3・4階直結直圧給水を受けようとする者は、給水装置工事の申込みに先立ち、3・4階直結直圧給水事前協議申請書（新規・変更）（様式第1号）を企業長に提出し、回答を受けなければならない。回答を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 企業長は、前項の申請について回答するときは、3・4階直結直圧給水事前協議回答書（新規・変更）（様式第2号）により行うものとする。
- 3 当該工事の申込者は、前項の回答書により3・4階直結直圧給水を認められた場合において、設計着手前に、この要綱に定める事項について調査を行い、次項に掲げる基準に留意し、企業長と協議しなければならない。また、当該工事を申込むときには、前項の回答書の写し及びこの要綱に定める事項を遵守する旨の誓約書（様式第3号）を同時に提出しなければならない。
- 4 当該工事の申込者は3・4階直結直圧給水を行う場合は、水理計算をおこないメーター口径を決定するものとし、水理計算に用いる設計水圧は目安として0.2Mpaとする。なお、水理計算の方法は、次のとお

りとする。

- (1) 給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径 50 ミリメートル以下の場合は、ウエストン公式により口径 75 ミリメートルについてはヘーゼン・ウィリアムズ公式による。
- (2) 計画使用水量の計算は、同時使用水量（瞬時最大流量）の算定方法により、建物用途、水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮して最適な方法を選択しておこなわなければならない。
- (3) 給水管の管内流速は 2.0m/秒以下とする。

5 既に 3・4 階直結直圧給水を受けている建築物の譲渡が行われた場合において、第 2 項の規定により回答を受けた内容に変更がないときは、譲渡による新たな当該建築物の所有者は、第 3 項の誓約書（様式第 3 号）のみを提出するものとする。

（3・4 階直結直圧給水建築物の所有者の責務）

第 5 条 所有者は、3・4 階直結直圧給水建築物の譲渡又は賃貸を行うときは、この要綱に定めた内容を遵守するよう譲受人又は賃借人に通知しなければならない。

2 所有者は、3・4 階直結直圧給水建築物の用途を変更する場合は、企業長に届け出て、協議しなければならない。

3 所有者は、第 2 条第 4 項に規定するバルブ等について、維持管理をしなければならない。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提出日 年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 様

申請者（自署又は押印）

住 所

氏 名

連絡先

3・4階直結直圧給水事前協議申請書（新規・変更）

下記のとおり、3・4階建て建築物へ直結直圧給水を行いたいので協議願います。

記

1. 申請場所

2. 建築物の建設工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 建築物及び給水装置の概要

建 物 名 称	
工 事 種 別	新 築 ・ 改 造 （お客さま番号・栓番号： ）
建 物 種 別	専用住宅 店舗 （ 用途： ） 事務所ビル 集合住宅 （ ファミリー 戸、ワンルーム 戸） その他（ ）
分 岐 口 径	配水管口径 φ mm × 給水管口径(予定) φ mm
メーター口径	φ mm （予定）
予定使用水量	1日当たり m ³
給水器具(管)の最大高	配水管が布設されている道路面より m

4. 添付書類 位置図、その他

年 月 日

事前協議申請者

様

奈良県広域水道企業団企業長

(担当)

TEL 内線

3・4階直結直圧給水事前協議回答書（新規・変更）

年 月 日付けをもって事前協議のありました物件につきまして、次のとおりお知らせします。

- ☐ 付近配水管の水圧状況等を調査した結果、当該地は設計水圧目安として 0.2Mpa で設計することができます。
- ☐ 現状の水圧状況等から、3・4階直結直圧給水は不可能です。

設計段階で留意していただく事項

- (1) 配水管工事や事故等によりやむを得ず、計画的あるいは、緊急的に断水、減水し、又は濁水等を伴うことがありますので、十分考慮の上、採用して下さい。
- (2) 給水装置工事の申請時に本書（写し）を添付して下さい。
- (3) 給水装置工事申請が事前協議と異なる内容である場合、再協議となります。
- (4) 給水装置工事の申請時に給水装置工事計画図書（位置図・平面図・立面図）、水理計算書等を添付して下さい。

物件の概要

申 請 場 所	
建 物 名 称	
建 物 種 別	
分 岐 口 径	配水管口径 φ mm × 給水管口径(予定) φ mm
メーター口径	φ mm (予定)
予定使用水量	1日当たり m ³
給水器具(管)の最大高	配水管が布設されている道路面より m

年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 様

申請者（自署又は押印）

住 所

氏 名

連絡先

誓 約 書

私の申請による3・4階建て建築物に対して、直結直圧式給水を受けるに際し、下記事項について誓約します。

記

1. 水道工事や突発的な事故等に伴う一時的な断水及び水压低下の影響を受けやすいことについて十分認識し、万一支障が生じた場合においても、企業団に異議を申し立てしません。また、そのことを使用者等に周知します。
2. 給水装置は、日頃より点検し最良な管理に努めます。
逆流防止及びメーター装置の維持管理のため、水道メーターの2次側直近に設置するバルブ、逆止弁の不良等が生じた場合、企業団に報告し、速やかに取替等の対処をします。
3. 当該建築物の用途変更等、給水条件に著しい変更が生じたときは、企業団と協議します。
4. 建築物の譲渡又は賃借を行うときは、速やかに届け出るとともに「3・4階直結直圧給水に関する取扱要綱」に定めた事項について、譲渡人又は借受人に通知し、その内容を継承します。